

早稲田大学法科大学院 問題訂正

科目：小論文

訂正箇所：6ページ目 出典箇所

(誤)

17～32頁より改変。

(正)

17～31頁より改変。

以上

小 論 文

(問 題)

2027 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子・解答用紙は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題冊子・解答用紙・下書用紙の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 解答は、黒インクのボールペンまたは万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載してください。ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
4. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に3箇所に入力してください。数字が読みにくいと採点されないことがあるので、注意してください。受験番号の入力にあたっては、次の数字見本にしたがってください。試験終了後の受験番号を含む答案の修正については一切対応しません。

数 字 見 本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※判別不能な数字の例 77 000 5555 99 22

「1」「7」 「0」「6」「9」 「4」「5」「6」「8」 「4」「9」 「2」「3」

5. 解答用紙表紙の受験番号、氏名欄以外に、受験者の氏名または特定人の答案であると判断されるものが記載されている場合は、不正行為とみなすことがあります。
6. 問題冊子・解答用紙・下書用紙の取替え、追加配布は行いません。なお、解答用紙のステープルは取り外さないでください。
7. 解答は横書きとし、解答欄の枠内に書いてください。解答欄の枠外（着色部分等）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
8. 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次書き直してください。
9. 解答を1行おきに空けて記載した場合や、解答用紙を下書きに使用した場合は、答案のすべてを無効とすることがあります。
10. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり、解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
11. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。

下記の〔課題文〕を読んで、次の3つの問題に答えなさい。

＊これらの設問は、あなたの問題解決能力、論理的思考力および文章表現力を確認するためのものであり、法学的知識を問うことをねらいとするものではありません。また、法的に「正しい」結論を出すことができるか否かにより、評価するものではありません。

(1)〔課題文〕**下線1**の現状はどのような帰結を生じさせているのかについて、本文にない具体例を挙げながら、説明しなさい（**解答用紙上端の頁番号1を使用すること**）。

(2)〔課題文〕**下線2**の主張はどのような問題点を有していると考えられるか。その問題点を述べなさい（**解答用紙上端の頁番号2を使用すること**）。

(3)設問(2)で指摘した問題点に対しては、どのような対応が考えられるか。あなたの考えを述べなさい（**解答用紙上端の頁番号3以下を使用すること**）。

〔課題文〕

集団の時代から個人の時代へ

自分のことは自分で決める。今の時代、そんなことは当たり前と思うかもしれませんが。しかし歴史を振り返ると、そのような時期は長くなく、私たちは自分よりも集団に重きをおいた生活をしてきました。私たちが生きていくためには、集団で協力し、集団のルールにしたがわなければならなかったのです。

ゆえに、自分のことを自分で決めるというのは、実はそれほど簡単ではありませんでした。自分のことを自分で決めるには、自身の決定を尊重してもらえるほどの環境が整わねばならないのです。とくに重要なのが物的な条件と思想的な条件です。

(中略)

物的な豊かさと決定

自己決定を可能にする物的な条件とは、端的に言えば物的な豊かさのことです。人びとが「個人」として自己を確立し、意見を述べるためにはあるていどの豊かさが必要になります。しかし、人と協力しないで済むほどの豊かさは、そう簡単に手に入りません。ゆえに私たちは、先ほども述べたように、歴史の大半において集団で協力し、集団のルールにしたがって生きてきました。

道具、インフラなどあらゆるものを共同で管理し、協力をしながら過ごしていく。そのような生活には厳格なルールが存在し、個々人が自らの好みに応じて行為を選択する余地はあまりありませんでした。

資本主義経済がもたらした豊かさは、多くの人を集団の呪縛から解き放ちました。ものが豊かになり、サービスが充実していけば、誰かと協力したり、調整したりする必要は大きく減じられます。

(中略)

豊かさは私たちをさまざまな制約から解放し、個々人の選択肢や欲求を肥大させる効果があります。それにより私たちは、お好みのものを自由に編成できるようになったのです。

個人を尊重する思想と決定

もうひとつの思想的な条件とは、個人を尊重する思想の浸透です。いくら豊かになって個々人の選択肢が増えたとしても、彼・彼女らの自由な選択と決定を許容する文化的な下地がなければ、物事を自分で決められる社会にはなりません。豊かになっても思想や信条を統制される国で、自分のことを自分で決めるのは難しいものです。

もともと、集団よりも個々人の考えや決定を尊重する思想は、ヨーロッパを起点に、他の地域にじわりと広がっていきました。ヨーロッパでは国や権力に対抗する存在としての自己および自己の決定に焦点が当てられたのです。

しかしながら、個々人の決定を尊重する思想は、すぐに多くの地域に広まったわけではありません。とりわけ、「集団主義的」と言われてきた日本では、個々人の考えや決定を尊重する思想はなかなか広まりませんでした。

むしろ西欧列強の脅威にさらされた日本では、近代化を達成するために集団的な特質を活用しました。すなわち、天皇を中心とした「国家」として国をまとめる手法をとったのです。結果として、個々人の主義や信条はかなり押さえつけられました。

第二次世界大戦の敗戦を経て、日本にもアメリカ型の民主的価値観が入ってきました。それとともに、個人の主義や信条などを尊重する思想も広がっていきました。その後も日本社会の集団的体質についてはたびたび指摘されるものの、大局的には、日本社会は個人を尊重する社会に向かっていると言ってよいでしょう。

個人化した社会と自分で決定する時代

ここまで説明した物的条件と思想的条件が高度に満たされ、社会の中心単位が個人になった社会を「個人化社会」と言います。この概念は、ウルリッヒ・ベックという社会学者が 1980 年代に提唱しました。日本では 1990 年代後半あたりから、本格的に個人化社会に突入したと言われています。

個人化した社会では学校や職場などの中間的な集団の力が弱まるため、所属集団や周りの人から「このようにせよ」と言われることがあまりありません。どのようなことをやるか、どのような人とつき合うかは、個々人が自分で考えて決めていきます。

この点について進路を例にとって考えてみましょう。個人化する前の日本社会には、いわゆる「定番のライフコース」とでも言うものがありました。男性ならば、学校卒業後に就職し、そこから数年を経て結婚し子どもをもち、稼ぎ手として仕事を全うする。女性ならば、いわゆる一般職に就職し、しばらく働いた後に結婚・退職し、子どもが生まれたら、家庭生活を中心に据えていく。このようなコースが存在していたのです。

しかし、個人化が進展した日本社会には、いわゆる「定番」のライフコースはありません。個々人の進路は、彼・彼女らが自身で決めていかねばなりません。まさに、選択と決定により人生が成り立っているのです。したがって、個人化した社会とは、自分のことを自分で決めるよう強く求められる社会とも言えます。

自分で決める社会の重圧

ここで重要なのは、**下線 1** 個人化社会が「自分のことを自分で決める」ことを「社会」として「個

人」に強く求める、ということです。これはなかなか皮肉な状況をもたらします。「自分で決められる」という言葉には、自由で軽やかな印象があります。たいていの人は、誰かに命令されてしぶしぶ何かをやるより、自分で決められた方が気分もよいでしょう。しかし、「自分で決める」ことを社会から半強制的に求められるとなると話は別です。

個人化した社会の人生は個々人の選択と決定で成り立っています。このような社会では「選択をしない」「決定をしない」という「決定」はできません。というのも、選択をしないことも決定をしないことも、「選択をしない決定」「決定をしない決定」といった形で、個々人の選択の結果と見なされてしまうからです。先ほどの進路の例で言えば、「就職活動をしない」という行為は、「就職活動をしないという決定」だと見なされてしまうのです。

こうなると、「自分で決める」行為の緊張感は一挙に高まります。というのも、私たちは、自ら決めたことに対して、責任をもつよう強く求められるからです。そうしたなかで私たちは自らの来し方を決定しつつ、人生を歩んでいきます。

それでは、私たちはどれだけ好きなように物事を決められるのか。決定にまつわる責任とは何なのか。以下ではその点について考えていきましょう。

自分で決められる範囲

「自分で決める」というのと「自分で決められる」というのは、似ているようでかなり違います。前者は何らかの行為について決断を下しているだけですが、後者は決断の裏に制約があることを想起させます。「自分で決められる」の背後には「決められない」こともいっぱい隠れているのです。

実際のところ、すべての人がやりたいことをやるだけでは、社会はうまく回りません。特定の行為を実行するにあたり、外からの制約がなく決断できることを、かりに「自己決定の権利」としておきましょう。

この自己決定の権利には、一定の拘束が課されます。有名なのがイギリスの哲学者、ジョン・スチュアート・ミルの提唱した自由論です。彼は「他人に危害を加えない」かぎり本人の意志を尊重すべきと説きました。

ミルの提唱した「危害原理」は、自己決定の範囲を検討するうえで、今も重要な基準線となっています。たしかに、ごちそうがほしいからと言って、他人が食べているものを奪ったり、ストレスを発散したいからと言って、突然殴られたりする社会ではたまりません。

この定義は一見するとわかりやすく妥当なもののように思えます。しかし、よくよく考えると、かなり曖昧な定義でもあります。

そもそも、「他人への危害」というのは、どのような行為を指すのでしょうか。先に挙げた暴力や略奪ならば、被害がわかりやすく直感的にも理解しやすいでしょう。しかし、「他人への危害」に含まれるのはそれだけではありません。ハラスメントや多様性への配慮を求められる社会では、精神的なダメージも「他者への危害」と考えられます。

とはいえ、ある行為や発言が、相手に対してどのくらいの精神的なダメージを与えるか測定するのは容易ではありません。物事の受け取り方は、行為や発言の状況、受け取る相手により異なるからです。相手によかれと思って行ったアドバイスが、相手を傷つけてしまうこともあります。個人化した社会では、結婚や出産など、人生にまつわる一連のアドバイスはタブーとなりつつあります。

これだけ考えても私たちが決定できる範囲はかなり狭められていることがわかります。それだけではありません。「他者」というのも実は多様であり、「他者」のなかには、「集合的な他者」も含まれます。

組織や集団に害をなす、または、迷惑をかけるような行為は認められない。個人化したとはいえ、集

団体的質の残る日本社会では、このような物言いがなされることも少なくありません。今もニュースを見ると、さまざまな人が組織や社会に迷惑をかけたと謝罪会見を開いています。

求められる倫理的・理性的な自己

このように見てくると、「自分のことを自分で決める」社会は、ずいぶんと息苦しいように感じられます。いろいろなことにつけて「自分で決めよ」と言ってくる割には、結果に対してケチをつけられる。そこに自己決定を求められる社会の、息苦しさの一端が垣間見られます。

そもそも、自己決定概念には、周囲に流されず、さまざまな状況を勘案して意志を決定できる「強い個人」を想定しているという批判があります。これは自己決定の思想が、西洋的な自律した人を想定していることにもよるでしょう。

「自律」は自身の力で身を立てていく「自立」とは少し違います。欲求や衝動などに動かされることなく、自らの意志で決定し、行為できる状況を指しています。法学者の玉木秀敏^{たまきひでとし}さんは、自律的行為の条件としてつぎの三つをあげています。

- ①行為者が外的な力や脅威によって妨害されることなく自由に行為できなければならないこと、②行為者は内的な欲求や衝動などにのみ突き動かされることなく理性的に自己の行為を内省し規律することができなければならないこと、③行為者は他人から支配され操作されることなく自分自身の意志に従って行為できなければならないこと

（玉木秀敏「自律の価値と卓越主義的リベラリズム」田中成明編『現代法の展望—自己決定の諸相』（有斐閣、2004年）286頁）

このうち①と③の条件は、多くの人にとって歓迎できるものでしょう。誰かに妨害されたり、操作されることなく行為できる環境は、行為者に自由をもたらします。しかし、②についてはかなり高度な要求と言わざるを得ません。

「内的な欲求や衝動などにのみ突き動かされることなく理性的に自己の行為を内省し規律すること」を決定する主体に求めた場合、自己決定のハードルは相当に高くなります。かりに、このような人物像を自己決定する理想の主体と定めれば、そこに求められるものは、相当高度なものになるでしょう。

たとえば、次のような状況を考えてみましょう。あなたには次の日テストが控えています。しかしながら、今日の夜は見たいスポーツ番組があります。さて、どちらの選択をとればよいのでしょうか。

個々人の決定を尊重する社会では、あなたがテストに備えて勉強しようとも、スポーツ番組を見ようともかまいません。選択はあなたの自由です。しかし、あなたの行動を受け止める社会は、テレビを見たい欲求や衝動に流されず、理性的に明日に備える人を称揚しがちです。

今回の例にかぎらず、私たちは生きているかぎりさまざまな欲求や衝動を抱きます。それらを抑え「理性的に自己の行為を内省し規律」しながら決定を下すのは、そうとう難しいことでしょう。

もちろん、さまざまな事象を勘案したとしても、あるいは、衝動に駆られたとしても、「他人に危害を加えない」かぎり、私たちは何をすべきかを自分で決められます。テストが控えていてもテレビ番組を見る人は見るし、身体に悪いと思っても味付けの濃いものを食べることもあります。

しかし、だから好きなように過ごせるかというところとも言えません。というのも、自分で決めたことには、しばしば責任を伴うからです。その決定が衝動からのものか理性的なものかはわからないけれど、決定したのはあなたなのだから、責任もあなたがとってね、という理屈です。

そして、決定に対して重い責任を負わせられるのは、たいていは、衝動や欲求に駆られたと見なされ

る行為です。先の例で言うと「だからテレビなんか見ないで勉強しなさいと言ったのに……」と言われてしまうわけです。

決定に対する責任を意識するゆえに、私たちは自己決定する理想の主体として、高度な人物像を設定しがちです。こうしたところから自己決定の思想は、欲求や衝動に流される「弱い個人」でなく、理性的に物事を決められる「強い個人」を想定していると批判されることもあります。

自己決定と責任の関わり

ここまで見てきたように、自分で決めることと自分で責任を負うことには密接な関わりがあります。

下線2 「あなたが自分で決めたことなのだから、結果に対する責任もきちんと負いなさい」みたいなことを言われたこと、聞いたことのある人もいるでしょう。

しかしながら、自己決定と自己責任の関わりは、単純なようでいて複雑な面もあります。

【出典】

石田光規『自己決定の落とし穴』（筑摩書房、2025年）17～32頁より改変。

〔以下余白〕